



2010年10月25日(月)開催

テーマ:「国会改革の視点」

報告者:西垣淳子(主任研究員)

## 概要

### 1. 問題意識

1990年代の政治改革(衆議院選挙制度における小選挙区比例代表並立制の導入、政治資金規正法の改革)によって、政党幹部への権力が集中し、政党構造が変化している。また、政党システムも、それまでの自民党一党支配体制から、二大政党を中心とした体制へと変革している。

同時に行政改革の結果として、内閣の中での首相や首相を支える内閣官房の機能や権力も強化され、内閣の機能も強化されている。

このように、国会の中での政党構造、国会と内閣の関係、内閣の中での権力構造などが変化する一方で、国会そのものの仕組みは、政府委員制度の廃止や党首討論の導入などいくつかの点をのぞいて、自民党政権の続いた55年体制下の国会の仕組みが、基本的に存続している。

55年体制の下での国会は、衆議院参議院両議院ともに、自民党が過半数を握る状況が常態化し、また、国会の外で、政府原案と自民党との間で政策を調整するシステム(自民党の政調)が働いていたために、政府提出法案は国会提出前に自民党の了承を得ることによって、国会に提出されれば、衆議院参議院双方において可決され成立することが当然視されていた。国会では、法案の内容をいかに政府との間で与野党ともに審議し調整し、必要な修正を施すか、という点が課題とされるのではなく、いかに限られた審議日程の中でそれを通過させるか、という点が重要視され、日程こそが国会対策の中心事項とされてきた。

そのため、衆議院選挙によって政権交代が起こるようになり、また、衆議院と参議院とで第一党が異なる状況(いわゆる「ねじれ国会」)を迎えるようになっている現在の状況下においては、国会に提出された法案をいかに与野党間の協議によって成立させるかが重要課題となっているにもかかわらず、それに応じた国会の仕組みが十分に準備されておらず、国会が空転する事態が顕在化してきている。

そこで、本研究では、従来の国会研究をベースとしつつ、新たな国会の役割と、それを支えるために必要な国会ルールの見直しについて検討するための視点を提示した。

### 2. 改革の方向性

#### (1) 衆参両院の役割分担

○ 衆議院はアリーナ型議会(政府与党と野党との間での議論の見せ場)として、与野

党間の議論を中心とし、争点を提示することを目的としつつも、過半数を有する与党が中心となって、政府提出法案の可決を行う場。

○ 参議院は、変換型議会として、政府与党・野党が議論を通じて合意点を見出し、法案修正を丁寧に行う場。

○ ただし、現在は参議院で否決すれば法案の成立を阻止できる憲法上の権限が存在するが、政権にとっての重要法案は衆議院優越原則に則り、参議院は否決しないという慣行が必要。

## (2) 国会のルールの見直し

○ 会派を前提とした議事運営を確立する。

・多数会派との関係 国会内で議論してから党議拘束へ。

政府と与党の間の議論を国会で行うには国会内での議論に政府が関与する仕組みが必要。(自民党政調内での政府与党調整ではなく、国会内で調整は行う。)

・少数会派との関係 多数決で決まる国会の中に、少数会派の権利を保障。

(現在の国会法上の議事運営は、与党優位な構造。政府統制を行う主体である野党に質問権や修正権を充実させる)

○ 国会の中で合意できるための仕組みを作る

国会の中で、衆参両院が合意して政府法案を通すためには、政府・与党・野党がそれぞれ関与して合意形成を行う仕組みを国会の中に作ること。

・委員長権限の強化等

以 上